

◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛

特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、
必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や
健康の維持のために必要な場合を除く)

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ 営業時間の短縮を要請している**県内の飲食店等**の**午後8時以降の利用回避**

◆ **会食・飲み会**は**4人以下**（家族や介助者を除く）で、**長時間を回避**

※ できるだけ**同居家族**などいつも近くにいる人と

◆ **感染症対策が十分に取られていない施設の利用は回避**

◆ **買い物**は、**できる限り一人で**

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

県民の皆様へのお願い

- ◆マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密の回避の徹底
- ◆卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控える
- ◆飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」
「静美食」「ランチの時もマスク」の徹底
- ◆ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避ける
- ◆平日・休日ともに混雑した場所での食事を控える

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請期間

令和3年 **3月8日** (月) から
午前 0時

令和3年 **3月21日** (日) まで
午後 12時

地 域

県内全域

対象業種

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
遊興施設等：バー、カラオケボックス等（飲食店営業許可取得店舗）
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

営業時間

午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後7時まで

感染症対策

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び
業種別ガイドラインを使用・遵守し、**感染症対策を徹底**
飲食の際は昼夜を問わず「**マスク飲食**」「**黙食**」「**個食**」「**静美食**」
「**ランチの時もマスク**」を徹底して利用者に働きかけ

埼玉県感染防止対策協力金(第6期)について

- 営業時間・酒類提供時間短縮要請にご協力いただいた事業者に感染防止対策協力金を支給します
- 要請期間終了（3月22日）後、速やかに受付を開始し、迅速に協力金がお手元に届くよう努めます
- 第5期（2月8日～3月7日要請分）については、3月8日から申請受付開始
- 第6期（3月8日～3月21日要請分）

支給額 84万円／店舗（3月8日から3月21日まで全て協力した場合）

- * 簡易な申請 これまでに協力金を電子申請し、既に支給されている場合、電子申請の書類を簡略化
- * 弾力的運用 3月8日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月21日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給
- * 要請期間 3月21日前に緊急事態宣言が解除され、要請期間が短縮となった場合は、要請期間最終日までの協力日数に応じて支給

イベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分 類	内 容
収容人数10,000人を 超える施設でのイベント	◆イベントの参加人数は、 5,000人を上限とする。
収容人数10,000人 以下の施設でのイベント	◆イベントの参加人数は、 収容率50%を上限とする。
営業時間	◆午後8時まで短縮していただくようお願いする。

令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆**テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

◆**在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆事業の継続や時差出勤に**必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制**

◆**職場・寮における感染防止策の徹底**

◆従業員への基本的な**感染防止策の徹底**や、**会食自粛**等の呼びかけ

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで